

鹿児島県の学校における食に関する教育の展開, 2008-2009

Development of Food and Nutrition Education in schools in Kagoshima Prefecture, 2008 and 2009

倉元綾子¹

KURAMOTO Ayako

(Received January 8th, 2010/1/8)

This research aims to discuss about the development of food and nutrition education in schools in Kagoshima Prefecture, 2008 and 2009.

Food and Nutrition Education in schools has been developing in Japan these years.

In 2008 and 2009, related laws and acts e.g. School Lunch Act and The New Curriculum Guidelines, changed and developed to optimize food and nutrition education to children. Further they made clear the food and nutrition educators responsibility to the education in schools. These developments strengthened the roles and rights of food and nutrition educators in schools.

キーワード Keywords ; 食育・食に関する教育 food and nutrition education, 栄養教諭 food and nutrition educators, 学校給食法 School Lunch Act, 学習指導要領 Curriculum Guideline, 鹿児島県 Kagoshima Prefecture

I. はじめに

日本人の健康と食生活状況の改善をめぐっては、「食生活指針」(2000年)、「健康日本21」(2000年)、「食育基本法」(2005年)、「食育推進基本計画」(2006年)策定後、家庭・学校・地域における食育の開始、学校における栄養教諭制度の発足があった。

その後、さらに新「学習指導要領」告示(2008年)、「学校給食法」改正(2009年)などが行われてきている。

そこで、本報告では近年の食に関する教育の発展状況を概観し、今後の課題を検討したい。

II. 食に関する教育をめぐる状況

まず、食に関する教育をめぐる状況を検討しておきたい。

2009年の「食育に関する意識調査」によれば¹⁾、「食育の周知度」については「食育という言葉も意味も知っていた人」は41.0%(2008年41.0%, 2007年33.9%, 2005年26.0%), 「言葉は知っていたが意味は知らなかった」は33.6%(2008年33.0%, 2007年31.3%, 2005年26.6%), 「言葉も意味も知らなかった」は25.6%(2008年26.0%, 2007年34.8%,

¹ 鹿児島県立短期大学(〒890-0005 鹿児島市下伊敷1丁目52-1, Kagoshima Prefectural College, Kagoshima 890-0005)

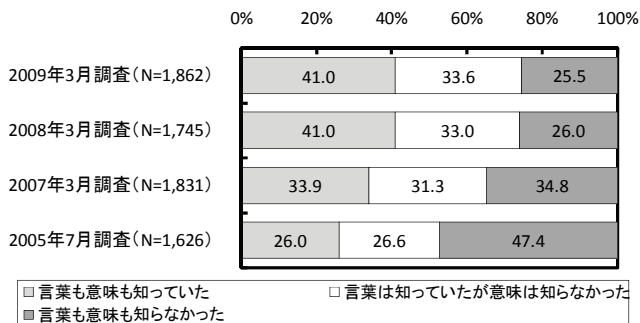
2005年47.4%）という結果である（図1）。食育に関する認識の広がり深まりは停滞している。

施策や調査結果にもかかわらず、多くの健康や食生活に関する課題の改善が進んでいるとは言えない。

2007年、厚生労働省から「健康日本21中間評価報告書」が発表されている。それによれば、「健康日本21」が2010年までに改善することをめざした9分野70項目のうち、多くの項目で数値が悪化あるいは目標達成が難しいことが明らかになった²⁾。

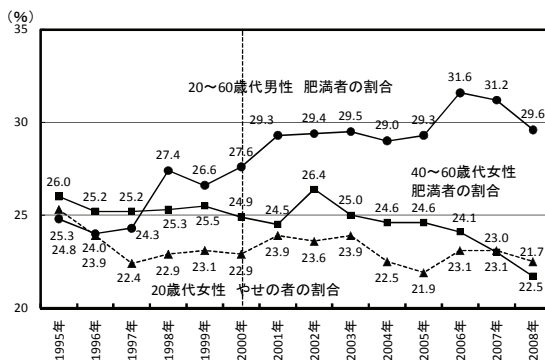
2009年11月に発表された最新の国民健康・栄養調査の結果でも同様である³⁾。主要なものをあげたい。

20歳代～60歳代の男性肥満者の割合はやや減少したものの「健康日本21」の目標値である15%以下にははるかに及ばない（図2）。



資料出所：内閣府食育推進室，「食育に関する意識調査報告書」平成21年5月，
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/h21/pdf/s.pdf>（2010年1月7日）

図1 食育の周知度



資料出所：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室，「平成20年国民健康・栄養調査結果の概要」平成21年11月，
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/11/dl/h1109-1b.pdf>（2010年1月7日）

図2 肥満者及びやせの者の割合（平成7年～20年の年次推移）

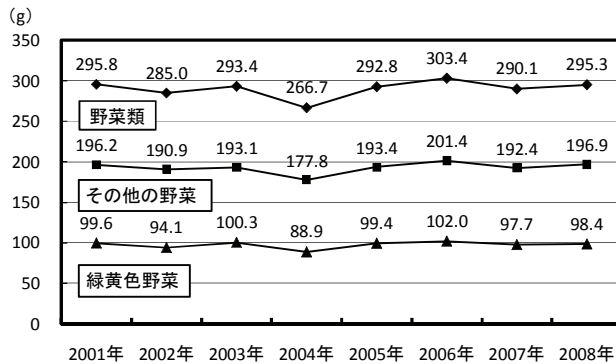
－「健康日本21」における肥満及びやせに関する目標値の状況について－

成人1日当たりの野菜の摂取量については2004年の267gより増加しているものの目標値350g以上と比較して、約50g少ない状況で推移している(図3)

20歳代, 30歳代男性の朝食の欠食率は, 30%前後で推移し, 現在も目標値15%以下には遠く及ばない(図4)。

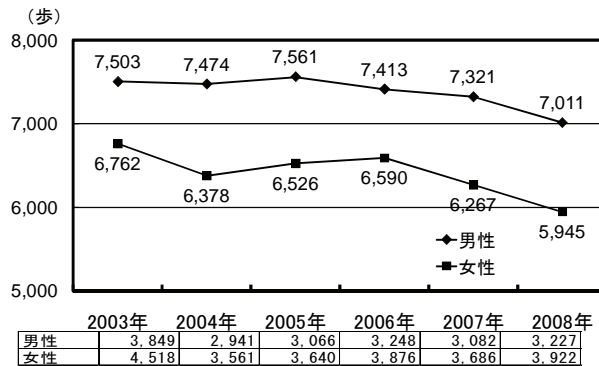
日常生活における歩数は男性, 女性とも年々減少を続けている。男性は8,202歩から7,011歩へ(目標値9,200歩以上), 女性は7,282歩から5,945歩(同8,300歩以上)に減っている(図5)。

このような状況から, 食に関する教育, 学校における食育は重要であり, 有効な教育が求められているといえよう。



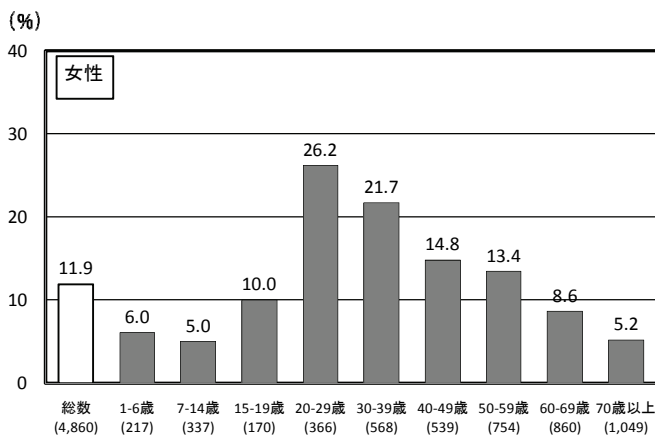
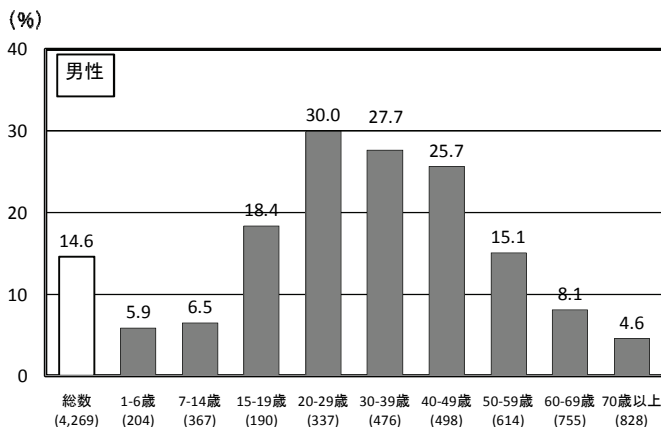
※平成13年国民栄養調査より, 食品群の分類が変更されたため, 平成13年から年次推移を示した。
資料出所: 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室, 平成20年国民健康・栄養調査結果の概要, 平成21年11月, <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/11/dl/h1109-1b.pdf>

図3 野菜摂取量の平均値(平成13年~20年の年次推移)



資料出所: 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室, 平成20年国民健康・栄養調査結果の概要, 平成21年11月, <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/11/dl/h1109-1b.pdf>

図5 歩数の平均値(20歳以上)(平成15年~20年の年次推移)



※報告でいう「欠食」とは、下記の3つの場合である。
 ・菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合
 ・錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合
 ・食事をしなかった場合

(参考) 「健康日本21」の目標
 朝食を欠食する人の割合の減少
 目標値：中学、高校生 0%
 男性(20歳代) 15%以下
 男性(30歳代) 15%以下

資料出所：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室，平成20年国民健康・栄養調査結果の概要，平成21年11月，<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/11/dl/h1109-1b.pdf>

図4 朝食欠食の状況（1歳以上）

Ⅲ. 食に関する教育・授業をめぐる状況の変化

1. 栄養教諭の配置状況

表1に示すように全国的な栄養教諭の配置状況は2008年，2009年にはめざましく増加し，2,648人となった⁴⁾。また，鹿児島県の栄養教諭数は，2009年度までに163人で，兵庫県，北海道に次いで第3位の数の栄養教諭を配置している。

表 1 公立学校における栄養教諭の配置状況

年度	配置状況	
2005	4道府県	34
2006	25道府県	359
2007	45道府県	986
2008	47都道府県	1,897
2009	47都道府県	2,648

注：2005～2008年度については、それぞれの年度末における配置現人数、
2009年度は、4月1日現在の配置現人数

資料出所：文部科学省・スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm

2. 新学習指導要領における食に関する教育の位置づけ

食育基本法、食育基本計画などにおいて、学校教育では、家庭科、保健体育、学級活動等と連携して食に関する教育を行うことが明示されてきた。2008年3月に告示され、2009年より順次先行実施されている新学習指導要領（幼稚園教育要領）は、これをさらに強化し、食育を明記するとともに、食育を学校教育の重要な柱とした。

「幼稚園教育要領」では「第2章 ねらい及び内容」「健康〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕」の項の「3 内容の取扱い」において、「(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。」と明記された。（下線は引用者、以下同様）⁵⁾

「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「高等学校学習指導要領」の第1章 総則においては次のように記された。

「3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（中・高：保健体育科）の時間はもとより、家庭科（中：技術・家庭科、高：家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」^{6, 7, 8, 9)}

こうして、教育全体に食に関する教育への配慮が求められるようになった。この結果、栄養教諭の果たすべき役割は従前にも増して大きく重要になっている。家庭科（技術・家庭科）、体育科（保健体育科）、特別活動の内容に関し、食育に配慮して取扱うよう、記されている。それらのうち、小学校・中学校におけるものを一覧化した（表2）。

表 2 - 1 新しい学習指導要領（平成20年告示）における
家庭科、保健体育科、特別活動と食育との関連（小学校・中学校）

区分	科目	関連部分
小学校	家庭科	<p>2 内容 B 日常の食事と調理の基礎</p> <p>(1) 食事の役割について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 食事の役割を知り、日常の食事の大切さに気付くこと。</p> <p>イ 楽しく食事をするための工夫をすること。</p> <p>(2) 栄養を考えた食事について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 体に必要な栄養素の種類と働きについて知ること。</p> <p>イ 食品の栄養的な特徴を知り、食品を組み合わせるとる必要があることが分かること。</p> <p>ウ 1食分の献立を考えること。</p> <p>(3) 調理の基礎について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 調理に関心をもち、必要な材料の分量や手順を考えて、調理計画を立てること。</p> <p>イ 材料の洗い方、切り方、味の付け方、盛り付け、配膳及び後片付けが適切にできること。</p> <p>ウ ゆでたり、いためたりして調理ができること。</p> <p>エ 米飯及びみそ汁の調理ができること。</p> <p>オ 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及びこんろの安全な取扱いができること。（pp.76-77）</p>
		<p>3 内容の取扱い (1) 「B 日常の食事と調理の基礎」</p> <p>ウ 食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、<u>食育</u>の充実に資するよう配慮すること。（p.78）</p>
	体育科	<p>第5学年及び第6学年 第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 (5) 保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、<u>食育</u>の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること。（p.89）</p>
	特別活動	<p>〔学級活動〕 (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全</p> <p>キ <u>食育</u>の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成（pp.102-103）</p>

資料出所：文部科学省、小学校学習指導要領（平成20年3月告示），（2010年1月7日）

表2-2 新しい学習指導要領（平成20年告示）における
家庭科、保健体育科、特別活動と食育との関連（小学校・中学校）（つづき）

中学校	技術・家庭	<p>家庭分野 内容 B 食生活と自立</p> <p>(1) 中学生の食生活と栄養について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分の食生活に関心を持ち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康に よい食習慣について考えること。</p> <p>イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えること。</p> <p>(2) 日常食の献立と食品の選び方について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 食品の栄養的特質や中学生の1日に必要な食品の種類と概量について知るこ と。</p> <p>イ 中学生の1日分の献立を考えること。</p> <p>ウ 食品の品質を見分け、用途に応じて選択できること。</p> <p>(3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 基礎的な日常食の調理ができること。また、安全と衛生に留意し、食品や調 理用具等の適切な管理ができること。</p> <p>イ 地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解するこ と。</p> <p>ウ 食生活に関心を持ち、課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理な どの活動について工夫し、計画を立てて実践できること。(p.88)</p>
		<p>3 内容の取扱い</p> <p>エ 食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、<u>食育</u>の充実に資す るよう配慮すること。(p.89)</p>
	保健・体育科	<p>2 内容</p> <p>(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。</p> <p>イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠 の調和のとれた生活を続ける必要があること。また、食事の量や質の偏り、運 動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因と なること。 (pp.82-83)</p>
	<p>3 内容の取扱い</p> <p>(7) 内容の(4)のイについては、<u>食育</u>の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に 結び付くよう配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使 用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする。(p.84)</p>	
	特別活動	<p>[学級活動] (2) 適応と成長及び健康安全</p> <p>ケ <u>食育</u>の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 (p.105)</p>

資料出所：文部科学省，中学校学習指導要領（平成20年3月告示），（2010年1月7日）

2. 改正学校給食法

学習指導要領が学校教育の中に食育を明記する一方、2008（平成20）6月に行われた学校給食法においても食育に関する重要な改正が行われた¹⁰⁾。改正の主要点は、第1条（この法律の目的）、第2条（学校給食の目標）の大幅改正にともなう食に関する教育の内容の充実にある。また、第10条において、栄養教諭の職務について詳述した。第8条では学校給食実施基準、第9条では学校給食衛生管理基準について新しく記述し、学校給食実施の体制整備がおこなわれることとなった。その後、2008年7月に学校給食衛生管理基準の改訂¹¹⁾、2009年3月に学校給食実施基準の改訂が行われた¹²⁾。

学校給食法の主要な改正点を表3に示した。

法の目的と目標に食育が明記され、給食が食に関する教育において重要な役割を担うことが示されている。目標では、従来の項目を大幅に書き換えるとともに項目を追加して、現代の食生活の課題に対応するものとしている。変更部分について再掲しておきたい。

旧学校給食法で提示されていた目標は以下の4項目であった。

- 「一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- 二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- 三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。（削除）
- 四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。」（下線部は改正部分）。

これらが、新しい学校給食法では、以下のように充実したものとなった。

- 「一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。」（下線部は改正部分）。

食に関する教育が、個人の健康の維持・増進という側面からだけでなく、食に関する知識と技術、コミュニケーション能力、持続可能な自然環境、食に関わる人々、勤労、食文化、食料生産・流通・消費といった幅広い視野に立って、行われるよう促している。

表 3 - 1 学校給食法の主要な改正部分の新旧対照表 (下線部は改正部分)

新	旧
<p>第一章 総則</p> <p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、<u>児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施</u>に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、<u>国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施</u>に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。</p>
<p>(学校給食の目標)</p> <p>第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。</p> <p>一 <u>適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。</u></p> <p>二 <u>日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。</u></p> <p>三 <u>学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。</u></p> <p>四 <u>食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>五 <u>食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。</u></p> <p>六 <u>我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>七 <u>食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。</p> <p>2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>(義務教育諸学校の設置者の任務)</p> <p>第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。</p>	<p>(学校給食の目標)</p> <p>第二条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>一 日常生活における食事について、<u>正しい理解と望ましい習慣を養うこと。</u></p> <p>二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 <u>食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。</u></p> <p>四 <u>食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(義務教育諸学校の設置者の任務)</p> <p>第四条 (略)</p>

表3-2 学校給食法の主要な改正部分の新旧対照表（つづき）（下線部は改正部分）

新	旧
<p>（国及び地方公共団体の任務） 第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。</p>	<p>（国及び地方公共団体の任務） 第五条 （略）</p>
<p><u>第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項</u></p>	
<p>（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）</p>	<p>（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実</p>
<p>第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。</p>	<p>施に必要な施設） 第五条の二 （略）</p>
<p>（学校給食栄養管理者）</p>	<p>（学校給食栄養管理者）</p>
<p>第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。</p>	<p>第五条の三 （略）</p>
<p><u>（学校給食実施基準）</u></p>	
<p>第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。</p>	
<p><u>（学校給食衛生管理基準）</u></p>	
<p>第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。</p>	
<p>3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。</p>	

表 3-3 学校給食法の主要な改正部分の新旧対照表 (つづき) (下線部は改正部分)

新	旧
<p>第三章 学校給食を活用した食に関する指導</p> <p><u>第十条</u> 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。</p> <p>3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四章 雑則</p> <p>(経費の負担)</p> <p><u>第十一条</u> 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者の負担とする。</p>	<p>(経費の負担)</p> <p><u>第六条</u> (略)</p>
<p>(国の補助)</p> <p><u>第十二条</u> 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項 に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条 の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。</p>	<p>(国の補助)</p> <p><u>第七条</u> (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>第八条</u> 削除</p>

表3-4 学校給食法の主要な改正部分の新旧対照表（つづき）（下線部は改正部分）

新	旧
(補助金の返還等) <u>第十三条</u> 文部科学大臣は、 <u>前条</u> の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。 一～五（略） (政令への委任) <u>第十四条</u> この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。 ○夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）〔 <u>第三条</u> 関係〕 <u>(学校給食法の準用)</u> <u>第七条</u> 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号） <u>第八条</u> 及び <u>第九条</u> の規定は、 <u>夜間学校給食の実施について準用する。</u>	(補助金の返還等) <u>第九条</u> （略） (政令への委任) <u>第十条</u> （略） (新設) (政令への委任) <u>第七条</u> （略） (新設) (政令への委任) <u>第六条</u> （略）
(政令への委任) <u>第八条</u> （略） ○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）〔 <u>第四条</u> 関係〕 <u>(学校給食法の準用)</u> <u>第六条</u> 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号） <u>第八条</u> 及び <u>第九条</u> の規定は、 <u>学校給食の実施について準用する。</u>	(政令への委任) (新設) (政令への委任)
(政令への委任) <u>第七条</u> （略）	(政令への委任) <u>第六条</u> （略）

資料出所：法令データ提供システム，学校給食法，<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO160.html>
(2010年1月7日)

新規に追加された第10条は栄養教諭の職務を明確に規定している。

「栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。」

また、同条2項は、地域の産物を学校給食に活用するなど、創意工夫を促している。

「栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。」

地場産物の活用について、2009年度版食育白書¹³⁾は次のような教育的意義を挙げ、今後さらに進展させることを求めた。これらは、学校給食の目標の明示と対応するものである。

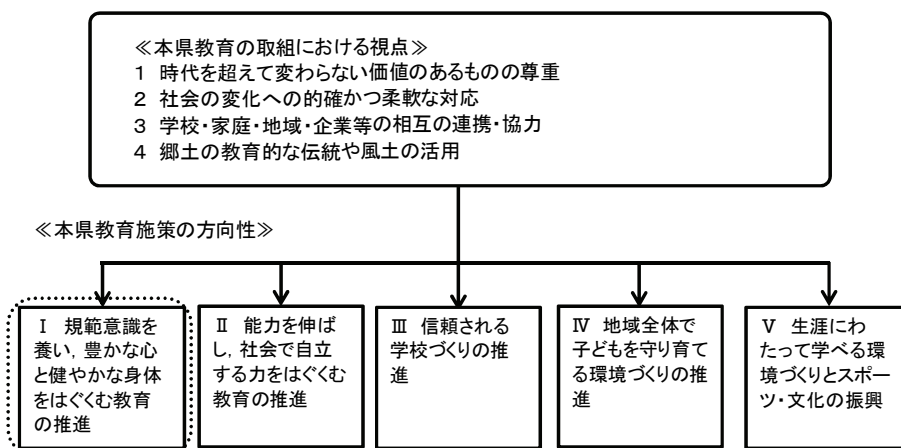
- ① 子どもが、より身近に、実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解

を深めることができる。

- ② 食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解することができる。
- ③ 地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいなくすることができる。
- ④ 「顔が見え、話しができる」生産者等により生産された新鮮で安全な食材を確保することができる。
- ⑤ 流通に要するエネルギーや経費の節減、包装の簡素化等により、安価に食材を購入することができる場合があるとともに、環境保護に貢献することができる。
- ⑥ 生産者等の側で学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。
- ⑦ 地域だけでなく、日本や世界を取り巻く食料の状況や、食料自給率に関する知識や理解を深め、意識を向上させることができる。

3. 鹿児島県における食に関する教育の推進：教育進行基本計画

鹿児島県における食に関する教育の推進は、「鹿児島県教育振興基本計画」によって規定されるようになった¹⁴⁾。それは概要¹⁵⁾及び本文¹⁶⁾には次のように示されている。



資料出所：鹿児島県，鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島県の特性を踏まえた教育の振興～概要（2009）

http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/_filemst_/38302/gaiyou4.pdf（2010年1月7日）

図6 今後5年間に取り組む施策

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力をはぐくむ教育を推進します。

【具体的に取り組む施策】

- ① 道徳教育の充実
 - ・ 「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組の推進
 - ・ 学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実及び教職員の指導力向上
- ② 生徒指導の充実
 - ・ いじめ、不登校等への対応など生徒指導に関する教職員の資質向上
 - ・ 学校における生徒指導体制の確立と総合的な相談体制の充実
- ③ 人権教育の充実
 - ・ 学校、家庭、地域等における同和教育をはじめとする人権教育の充実
 - ・ 教職員の人権意識の高揚・資質向上及び人権教育の指導内容等の工夫・改善
- ④ 体験活動の充実
 - ・ 体験活動の教育課程への適切な位置付け及び体験活動の指導の工夫・改善
 - ・ 食農教育の一層の推進
- ⑤ 子ども読書活動の推進
 - ・ 子どもの読書活動に関する県民の関心の喚起及び社会全体での取組の推進
 - ・ 鹿児島県子ども読書活動推進計画の着実な推進
- ⑥ 文化活動の推進
 - ・ 学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育の充実
 - ・ 文化芸術に触れる機会の拡充などによる文化芸術に関する教育の充実
- ⑦ 食育の推進
 - ・ 関係部局等と連携した健康で豊かな食生活の普及、食育の推進
 - ・ 食に関する指導の充実及び学校全体で組織的に食育の推進に取り組む体制づくり
 - ・ 学校給食における安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
 - ・ 生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成
 - ・ 体力テストの結果などの活用による児童生徒の体力・運動能力向上の取組の推進
- ⑨ 健康教育の充実
 - ・ 学校保健の充実及び学校保健をすべての教職員で推進するための組織体制の充実

資料出所：鹿児島県，鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島県の特性を踏まえた教育の振興～概要（2009）

http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/_filemst_/38302/gaiyou4.pdf（2010年1月7日）

図7 I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進及び⑦食育の推進

鹿児島県は10年後を見ずえて、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの教育振興基本計画を定めている。食育は5つの施策枠組みのうち、「I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進」に位置づけられ、図6に示すような取組みを行うこととしている。

食育の推進にかかわる詳細をみておこう¹⁷⁾。鹿児島県における主要課題は、朝食欠食の改善、栄養教諭等による「食に関する指導」の推進、「食に関する指導の全体計画」作成であることがわかる。

【現状と課題】における記述の主なものを要約すると以下のとおりである。

- 本県では、食育基本法に基づき「かごしま“食”交流推進計画」が策定され、関係者・機関が一体となり、食育の推進に取り組んでいる。
- 平成20年度全国学力・学習状況調査で、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で87%程度、中学校では85%程度。
- 平成19年度に、栄養教諭等が「食に関する指導」を行った学校、学級担任や教科担任に指導のための資料を提供した学校は、ともに約60%。
- 平成19年度に、小中学校で「食に関する指導の全体計画」を作成しているのは、約70%。
- 毎年1月に実施の「鹿児島をまるごと味わう学校給食」で、全市町村で、すべて県内産の食材を活用した学校給食を実施。

【これからの施策の方向性】

- かごしま“食”交流推進計画に沿って、関係部局等と連携し、子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育を推進する。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努める。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携を図る。

【主な取組】

- 学校における食育では、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の作成。学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」の推進。栄養教諭を中心に、学校給食を活用し、朝食を含む食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解・習得。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高め、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるための食農教育の推進。
- 地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の積極的活用の推進。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するための、関係機関との連携。
- 基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための保護者等を対象とした取組の推進。親子料理教室、農業体験等を通じた、家庭や地域との連携・協力。

表4 鹿児島県教育振興計画の計画期間における数値目標

項目	現状	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
毎日、必ず朝食を摂る生徒の割合（中高）	93.1% （平成17年度）	→	100%	→継続	継続	継続
食に関する指導の計画を作成している学校の割合（小中）						
全体計画	69.8% （平成19年度）	→	→	100%	→継続	継続
年間指導計画	47.7% （平成19年度）	→	60%	→	80%	100%
栄養教諭が授業に参画している学校の割合（小中）	54.3% （平成19年度）	→	70%	→	90%	100%

資料出所：鹿児島県，鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島の特性を踏まえた教育の振興～（全文），39（2009），
http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/_filemst_/37992/shinkoukeikakuall7.pdf（2010年1月7日）

IV. 要約および今後の課題

1. 要約

2008年，2009年においては新「学習指導要領」告示および「学校給食法」改正など，食に関する教育をめぐる重要な法的変更などが行われた。主要な点は以下のとおりである。

- 1) 食育が学習指導要領の重要な柱として位置づけられた。
- 2) 学校給食を食育の重要な生きた教材とすることが明記され，その意義があきらかにされた。
- 3) 栄養教諭の役割と権限がいっそう明確にされた。
- 4) 鹿児島県教育振興計画において食育の目標が明示された。

2. 今後の課題

筆者は先に鹿児島県における栄養教諭による食に関する教育と授業の現状を検討し，新しい教育方法の導入が必要であると記した¹⁸⁾。2008年，2009年における食に関する教育の位置づけの強化と栄養教諭の役割の明確化を踏まえ，栄養教諭による食に関する教育と授業の方法論的検討を深めていきたい。

引用文献

- 1) 内閣府食育推進室：食育に関する意識調査報告書（2009）。
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/h21/pdf/s.pdf>（2009年9月30日）
- 2) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会：健康日本21中間評価報告書（2007）。
www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/ugoki/kaigi/pdf/0704hyouka_tyukan.pdf
- 3) 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室：平成20年国民健康・栄養調査結果の概要，
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/11/dl/h1109-1b.pdf>（2010年1月7日）

-
- 4) 文部科学省・スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室：平成17～平成21年度の栄養教諭の配置状況（平成21年4月1日現在）（2009）. http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm（2010年1月7日）
 - 5) 文部科学省：幼稚園教育要領, 3-4（2008）
 - 6) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成20年3月告示）, 2（2008）
 - 7) 文部科学省：中学校学習指導要領（平成20年3月告示）, 2（2008）
 - 8) 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）, 1（2009）
 - 9) 文部科学省：特別支援学校指導要領（平成21年3月告示）, 小・中, 2, 高, 1（2009）
 - 10) 法令データ提供システム：学校給食法（2008年6月）, <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO160.htm>（2010年1月7日）
 - 11) 文部科学省, 「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂について（通知）2008年7月10日, http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08071616.htm（2010年1月7日）；学校文部科学省, 給食衛生管理の基準, http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08071616/001.htm（2010年1月7日）
 - 12) 文部科学省, 2009年3月31日, 学校給食実施基準の施行について, 平成21年4月1日, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283812.htm（2010年1月7日）, 学校給食実施基準, 2009年3月31日, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afiedfile/2009/09/10/1283812_1.pdf（2010年1月7日）
 - 13) 文部科学省：平成21年度版食育白書, 73（2009）
 - 14) 鹿児島県, 鹿児島県教育振興基本計画について（2009）, <http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/sesaku/shinkoukeikaku.html>（2010年1月7日）
 - 15) 鹿児島県, 鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島の特性を踏まえた教育の振興～概要（2009）, http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/_filemst_/38302/gaiyou4.pdf（2010年1月7日）
 - 16) 鹿児島県, 鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島の特性を踏まえた教育の振興～（全文）（2009）, http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/_filemst_/37992/shinkoukeikakuall7.pdf（2010年1月7日）
 - 17) 鹿児島県, 鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島の特性を踏まえた教育の振興～（全文）, 36（2009）
http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku/_filemst_/37992/shinkoukeikakuall7.pdf（2010年1月7日）
 - 18) 倉元綾子：鹿児島県における栄養教諭による食に関する教育・授業の課題, 鹿児島県立短期大学紀要自然科学篇, 1-20(2008)